

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、科学研究費補助金等の適正な使用を確保する観点から、研究費の不正使用防止に向けた体制の構築状況、研究費使用ルールの運用状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

文部科学省

(2) 関連調査等対象機関

独立行政法人日本学術振興会、大学（61）、事業者、関係団体

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局7局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

4 実施時期

平成24年12月～25年11月